

第八回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会について

日 時 平成20年11月20日(木)

13:30～15:30

場 所 県庁第21会議室

1 開 会

2 審 議

平成20年度地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業務実績報告書の作成に係る委員会からセンターへの要望事項等について

3 閉 会

[配付資料]

資料1 平成20年度地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業務実績報告書の作成に係る委員会からセンターへの要望事項等について

資料2 業務実績評価書

資料3 業務実績報告書

資料4 業務実績評価方針及び方法

資料5 全体評価方法(案)について

資料6 全体評価フォーマット

資料7 全体評価結果

資料8 利用者の意見の反映方法

追加資料1 全体評価についての追加議題

出席者名簿

【委員】

区分	氏名	所属名	役職名	備考
委員長	千葉 雄二	財団法人とっとり政策総合研究センター	調査研究ディレクター	
委員	谷口 義晴	日本セラミック株式会社	代表取締役社長	
委員	辻 智子	日本水産株式会社	顧問	
委員	中村 宗和	国立大学法人鳥取大学	名誉教授	
委員	副井 裕	国立大学法人鳥取大学	学長補佐	

【地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（オブザーバー）】

氏名	役職名	備考
徳村 純一郎	企画管理部長	
門脇 互	企画管理部企画室長	
玉井 博康	企画管理部企画室企画員	

【事務局（鳥取県）】

氏名	役職名	備考
岡村 整裕	商工労働部産業振興戦略総室長	
野口 誠	商工労働部産業振興戦略総室産学金官連携チーム長	
小谷 博之	商工労働部産業振興戦略総室産学金官連携チーム研究開発担当副主幹	

平成20年度地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業務実績報告書の作成に係る委員会からセンターへの要望事項等について

1 業務実績評価書での意見

議題項目	H19 業務実績評価書 全体評価総評 (抜粋)
①数値目標の達成だけでなく、実効性・効果等の検証 (a) 技術相談 (b) 講習会 (c) 体制整備による効果 (d) 研究開発に係る外部資金	(「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価) 今後、技術相談において、数値目標の達成度だけでなく、数値の内訳や実効性、他業務への影響度も考慮した自己評価の実施、あるいは、人材育成において、企業や受講者の評価だけでなく、その効果の確認も行っていくことを期待する。 (「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価) 今後、体制整備による効果も検証していくことを期待する。 (法人の業務運営及び財務状況に対する評価) 今後も、外部研究費の獲得に努める一方、業務の質を低下させることなく経費を抑制していくことを期待する。また、外部研究費の獲得に当たっては、件数だけでなく、金額も含めて自己評価していくことを期待する。
②企業ニーズの取り込み	(中小企業への技術支援に対する評価) 今後、試験・分析の運用体制、機器導入、研究テーマ設定において企業ニーズを積極的に取り込むことを期待する。
③目標件数の設定についての検討 (外部研究費、特許出願)	(中期目標・中期計画の達成に向けた課題等) この他、評価委員会では、外部研究費の獲得や特許出願の目標件数をもう少し高め、より上を目指すべきとの意見が出されており、今後、目標件数の設定についての検討が求められよう。

2 評価委員会で委員から出された意見

議題項目	内容
○項目別評価を踏まえた全体評価方法の検討	中期計画が進むに従って、項目別評価のウエイト付けが下がることについて、疑問がある。

3 評価作業等について (事務局提案)

議題項目	内容
○評価スケジュールについて	・当初予定から評価手順が変更となったことの影響について 例：評価委員会の開催回数の減 2回→1回 ・各評価作業の作業時間、事務量は適切であったか。

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の
業務実績評価（年度評価）方針及び方法

平成20年3月24日
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

1. 評価の基本方針

法人の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とするPDCA（plan-do-check-act）サイクルの推進機能を担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

★評価の視点

- ①年度計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価の実施するものとする。
- ②業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。

★評価の取り扱い

- ・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例（平成12年条例第2号）に基づき公開するものとする。

2. 評価の方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価¹」と「全体評価²」により実施する。業務実績報告書の様式は別に指定する。

（1）自己評価

法人は、業務実績報告書等を作成するにあたり、年度計画に記載されている項目ごと（別紙1.「項目別評価における評価単位」に示す項目別評価単位）に業務実績を検証し、達成状況を次の5段階で評価する。（5段階の判断基準は別紙2によるものとする）

- | | |
|---|----------------------------|
| 5 | 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている |
| 4 | 計画を上回る業務が進捗している |
| 3 | 概ね計画どおりに業務が進捗している |
| 2 | 計画に対して業務の進捗がやや遅れている |
| 1 | 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている |

なお、特記事項があれば、次の事項を参考に評価する。

- ①特筆すべき優れた実績を上げた取組
- ②当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情

特記事項の記載に当たっては、産業技術センターの業務の中核となる「Ⅱ 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中項目単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。（別紙1.「項目別評価における評価単位」に示す特記事項記載単位を参照）

（2）評価委員評価

○項目別評価

①業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリングを基に検証を行う。

検証にあたっては、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

¹ 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5段階で実施する評価

² 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5段階で実施する評価

②業務実績の評価

中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、次の 5 段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、各項目の評価において、業務の進捗を阻害する要素があったために当初の計画通り業務が進捗しなかった場合において、翌年度以降における改善策が提示され、かつ、その改善策が実行可能と判断される場合は、当該対応策を考慮した評価とする。

※研究活動に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価の手続きなどが適正に行われているか等についての視点で行う。個別研究内容の評価は法人が独自に行う研究評価（内部評価・外部評価）によることとする。

項目別評価においては、その評点について、別紙 3. 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイト に示す重み付けをすることにより、業務内容、業務量等に応じた評価を実施するものとする。

○全体評価

項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の 5 段階で評価する。また評価の視点について記述するものとする。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、最終的な評価については、総評に加え、「中小企業への技術支援」、「法人の業務運営及び財務状況」、「中期目標・中期計画の達成に向けた課題等」の 3 つの観点で記述するものとする。

利用者の意見の反映については、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

また、全体評価については、翌年度以降の理事長・理事報酬に反映されるとともに、後年度の運営費交付金にインセンティブとして反映できることとなっているため、10 段階での評価へと置き換える必要がある。このため、委員会の総意としての 5 段階評価に 2 を乗じたものに、特筆すべき事項が認められた場合に評価を 1 段階上下させることができるものとする。

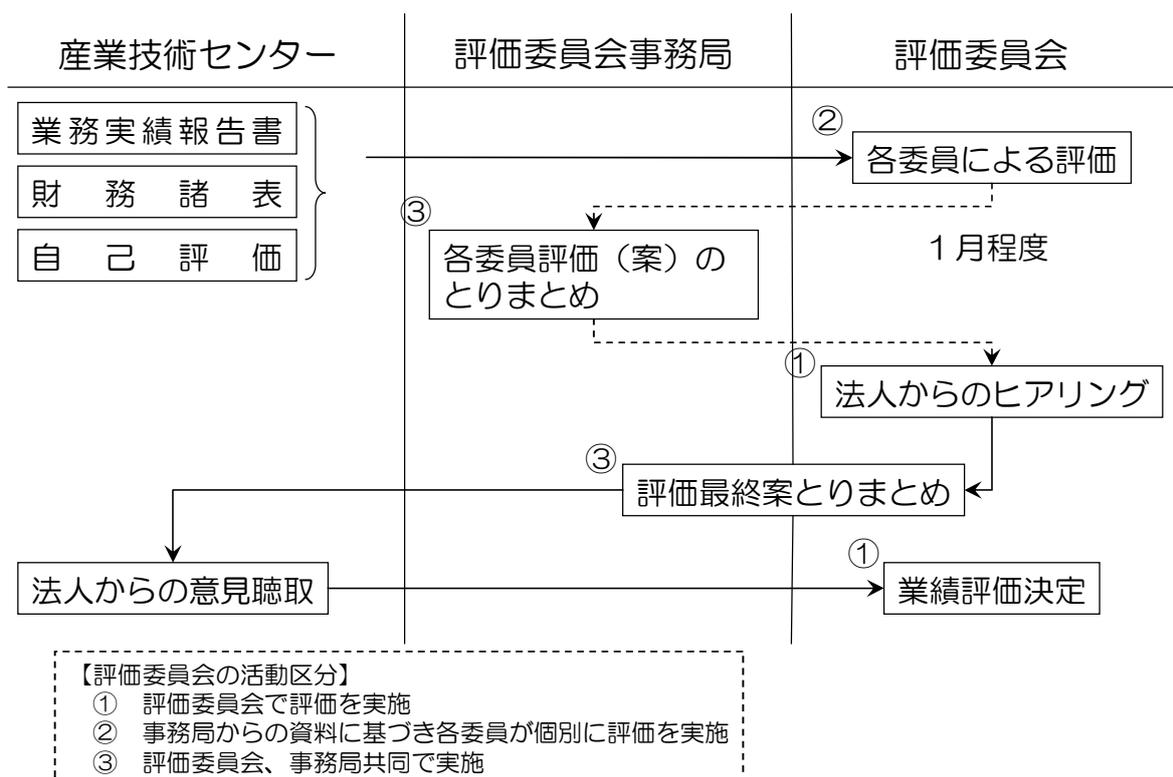
3 評価の進め方

全体計画

事項	時期	
年度終了	3月末	○年度事業の終了（法人）
評価準備	4月～6月	○業務実績報告書、財務諸表等作成（法人）
実績報告	6月末	○業務実績報告書、財務諸表等提出（法人）
評価	7月～8月	○業務実績、財務諸表検証（法人とのヒアリング） ○評価結果（案）の作成（法人による事実確認） ○評価結果の決定（委員会）
報告・公表	9月	○評価結果の知事への報告及び法人への通知 ○財務諸表への意見表明、財務諸表承認 ○議会報告（評価結果報告）及び公表

評価のプロセス

- ・法人の業績評価の手順については、①法人の自己評価作成（法人）、②各委員の評価案作成（各委員）、③各委員の評価案のとりまとめ（事務局）、④評価原案作成、⑤委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認、⑥最終評価案の作成、の順に実施。
- ・評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・最終評価案に対して、法人から意見聴取後、評価を決定することとする。



(別紙1)

項目別評価における評価単位

大項目	中項目	小項目	細目	項目別評価単位	特記事項記載単位
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
	1	産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化			
		(1) 技術支援(技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用)			
			①技術相談・現地指導	1	
			②依頼試験	2	
			③機器利用	3	
		(2) 研究開発			
			①研究テーマの設定と実施	4	
			②シーズ・実用化研究		
			③研究評価		
		(3) 起業化を目指す事業者等への支援		5	
			① 研究開発に係る場の提供と技術支援	6	
			② 技術講習会等を通じた支援		
			③ 各種広報媒体等を利用した技術情報の提供		7
			④ 補助金・融資等に係る情報の提供		8
	2	実践的産業人材の戦略的育成			
		(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施			
			①製造中核技術者の育成	9	
			②組込ソフトウェア開発技術者の育成	10	
			③金属加工技術技術者の育成	11	
			④商品企画が可能な人材の育成	12	
			実践的産業人材の育成	13	
		(2) 産業人材育成戦略の策定		14	
	3	県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発			
		(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野		15	
		(2) 食品関連分野		16	
	4	知的財産権の戦略的な取得と活用		17	
	5	県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化		18	
III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					
	1	理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成			
		(1) 組織運営の改善		19	
		(2) 広報活動の充実		20	
		(3) 職員の資質向上と人材育成		21	
	2	新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化		22	
	3	独自の業績評価システムの確立		23	
IV 財務内容の改善に関する事項					
	1	外部資金その他自己収入の確保		24	
	2	経費の抑制		25	
	3	予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画		26	
V その他業務運営に関する重要事項					
	1	コンプライアンス体制の確立と徹底			
		(1) 法令遵守		27	
		(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底		28	
		(3) 労働安全衛生管理の徹底		29	
		(4) 職員への社会貢献意識の徹底		30	
	2	環境負荷の低減と環境保全の促進			
		(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進		31	
		(2) 環境マネジメントの着実な実施		32	
	3	情報の共有化の徹底		33	
VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項					
	1	施設及び設備に関する計画		34	
	2	出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		35	
	3	人事に関する計画			
		(1) 基本的な方針		36	
		(2) 人事に関する指標等		37	

(別紙2)

業務実績評価における評価基準について

現 行	改 正 案	備 考 (判断基準案)
5. 特筆すべき業務進捗状況にある	5. 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている	・ 計画を上回る業務と業績 ～業務の結果具体的に事業化、製品化等に結びついているもの。 →項目別評価における特記事項の記載内容により判断
4. 優れた業務の進捗状況にある	4. 計画を上回る業務が進捗している	・ 計画に記載されている内容を上回る業務を行っていること。 ・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね110%以上であること
3. 概ね順調な進捗状況にある	3. 概ね計画どおりに業務が進捗している	・ 計画に記載されている内容に沿って業務を行っていること。 ・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%を超え、110%未満であること
2. 進捗状況に遅れが見られる	2. 計画に対して業務の進捗がやや遅れている	・ 計画に記載されている内容に着手しているが、計画を下回るものであること ・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%以下であること
1. 進捗状況に大幅な遅れが見られ業務の改善が必要である	1. 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	・ 全く着手していないこと等、大幅な遅れが見られること

(注)

- 1 業績の評価については、特記事項により判断するものとし、業務の進捗の評価に加味することにより、5段階の項目別評価を±1段階上下させることができるものとする。
- 2 数値目標については、外的要因がない場合における大まかな水準を示すもの。
- 3 なお、技術相談、機器利用については、当該数値は採用しないこと。(企業等の景況に大きく左右されるものであり、数値目標との対比は非常に困難なものであること。)

(別紙3)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイト

Table with columns: 中期目標, 中期計画, 年度計画【項目別評価単位】, 評価項目, 案, 大項目, 中項目, 小項目, 細目, 最終ウェイト, 担当者数(人), 特記事項. The table details the evaluation weights for various business activities, including technical support, research and development, and human resource development.

全体評価方法（案）について

評価委員会決定 (H20. 3. 24)	評価等の概要	備考
<p>○全体評価 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえつつ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の5段階で評価する。</p> <p>また、評価の視点について記述するものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>5 計画を上回る業務が進捗、業績を上げていること 4 計画を上回る業務が進捗 3 概ね計画どおりに業務が進捗 2 業務の進捗がやや遅れ 1 業務の進捗が大幅に遅れ</p> </div> <p>なお、最終的な評価については、総評に加え、「中小企業への技術支援」、「法人の業務運営及び財務状況」、「中期目標・中期計画の達成に向けた課題等」の3つの観点で記述するものとする</p> <p>利用者の意見の反映については、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。</p> <p>なお、全体評価については、翌年度以降の理事長・理事報酬に反映されるとともに、後年度の運営費交付金にインセンティブとして反映できることとなっているため、10段階での評価へと置き換える必要がある。このため、委員会の総意としての5段階評価に2を乗じたものに、特筆すべき事項が認められた場合に評価を1段階上下させることができるものとする。</p>	<p>1 評価の内容</p> <p>①各年度末時点における中期計画の進捗度について評価すること。</p> <p>②評価の項目は、「中小企業への技術支援」及び「法人の業務運営及び財務状況」の2項目とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業への技術支援」(A) 中期計画のⅡに係る項目。 ・「法人の業務運営及び財務状況」(B) 中期計画のⅢ～Ⅵに係る項目となること。 ・上記A、Bの重み付けは、項目別評価に用いた重み付けによること。 ・ <p>③A、B各項目について、1から5の評点を付けること。</p> <p>2 項目別評価の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価に当たっては、各年度の項目別評価の状況を踏まえること。 <p>3 利用者の意見の反映</p> <p>利用者の意見は、利用企業数の拡大や利用企業の満足度の向上等など、中期計画の進捗度を測る重要な要素であること。</p> <p>当該評価に当たっては、当該年度に行った事業アンケートを参考しつつ、上記評価項目（1の②）に係る評価に反映させること。</p> <p>4 最終評点の設定</p> <p>最終評点の設定については、項目別評点及び全体評価を総合的に評価すること。（平成19年度評価については、1:1、平成20年度においては、1:2等とすること。）</p> <p>5 最終的な評価の記述</p> <p>項目別評価の状況（総評）、「中小企業への技術支援」、「法人の業務運営及び財務状況」及び、「中期目標・中期計画の達成に向けた課題等」の3つの観点で記述すること。</p>	<p>評価の方法（用語の再定義）</p> <p>(1) 項目別評価 年度計画の項目ごとに、事業の進捗状況や成果を5段階で評価</p> <p>(2) 中期計画進捗評価 法人の中期計画の進捗状況全体について、(1)項目別評価を踏まえ、次の2項目を5段階で評価</p> <p>○「中小企業への技術支援に対する評価」 ○「法人の業務運営及び財務状況に対する評価」</p> <p>(3) 最終評点 ○(1)「項目別評価」の評点及び(2)「中期計画進捗評価」の評点に、一定の重み付けを施し、最終評点を設定</p> <p>(4) 総合評価 ○「評価」と「総評」で構成 ○「評価」は、(3)最終評点を基とする「5段階評価」、及び「5段階評価」に2を乗じたものに、特筆すべき事項が認められた場合に、評価を1段階上下させる「10段階評価」 ○「総評」は、項目別評価の状況、「中小企業への技術支援」、「法人の業務運営及び財務状況」及び、「中期目標・中期計画の達成に向けた課題等」の3つの観点で記述</p>

全 体 評 価

委員氏名	
------	--

総合評価

5段階評価	10段階評価

総 評

（「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価）

（「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価）

（「その他業務運営に関する重要事項・県規則で定める業務運営」に対する評価）

（中小企業への技術支援に対する評価）

（法人の業務運営及び財務状況に対する評価）

（中期目標・中期計画の達成に向けた課題等）

全体評価結果

項目別評価	委員平均値	項目別ウエイト		最終評価ウエイト	平均値(加重後)	
「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価	3.41	1.0		0.50	1.70	
「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価						
「その他業務運営に関する重要事項・県規則で定める業務運営」に対する評価						
中小企業への技術支援に対する評価	3.60	1.0		0.66	0.33	1.19
法人の業務運営及び財務状況に対する評価	3.40			0.34	0.17	0.58
中期目標・中期計画の達成に向けた課題等						
中期計画進捗評価					加重後評価(合計)	3.47
						最終評点

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの 業績評価に対する利用者の意見の反映方法

「地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の業務実績評価（年度評価）方針及び方法」における評価の基本方針は以下のとおりであり、利用者の意見を反映する必要がある

法人の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、**利用者の意見の反映**など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とするPDCA（plan-do-check-act）サイクルの推進機能を担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

この利用者の意見の反映方法として以下の方法を提案します

【方針】

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績の評価にあたり、利用者の意見を徴収するにあたっては、極力利用者側の負担にならない方法を取るものとする。

【意見徴収方法】

（1）産業技術センターが実施するアンケートの活用

産業技術センターにおいて、センター利用者に対する一般的な企業ニーズアンケートのほか、各種事業実施時にアンケート調査を多数実施している。これらに記載された内容を活用することにより利用者の意見を反映できるものとする。

（2）評価委員によるヒアリングの実施

評価委員会からの求めに応じ、代表的なセンター利用企業の、直接の利用者から意見徴収を実施する。

- ・委員会への招集（別途旅費、謝金等の対応が必要）
- ・訪問調査（委員による訪問調査の実施）

全体評価についての追加議題

	項目	内容
1	全体評価と総合評価の言葉の定義の再確認について	現在は全体評価は4年間の中期計画の進行状況を指し、総合評価とは年度の項目を総合したものと受け取れる
2	資料7（全体評価結果）の項目（縦）構成の重複について	<p>全体評価は中期計画のⅡに係る項目（A）とⅢ～Ⅵに係る項目（B）の2項目から構成されると記載され、これですべてであるはずが、</p> <p>（a）「県民に対して提供する…」(項目Ⅱ)、「業務運営の改善及び…」(項目Ⅲ)、「その他業務運営…」(項目ⅤとⅥ) という年度評価が入り込んでいること、これは内容が重複（二度評価）していることにならないか？</p> <p>（b）このことは（a）が37項目の精緻な積み上げ数値であるのに対し、（A）（B）は感覚的数値であることにも表れている。（a）が3ケタの数字であるのに対し、（A）（B）が一桁の数字である。これを加算することは数学的に無理がある。</p> <p>（c）しかも、（a）には「財務内容・・・」(項目Ⅳ)のみ含まれていない</p>